

## 第6回 森林組合改革・林業事業体育成検討委員会議事録

日時：平成22年10月29日（金）15:00～17:40

場所：農林水産省 本館7階 第3特別会議室

出席者：

外部委員 土屋座長、井川委員、浦部委員、進藤委員、平子委員、坪野委員  
楡井委員、肱黒委員、堀委員  
内部委員 安東委員、川端委員、原田委員、今泉委員  
事務局

○委員

資料説明

○座長

説明ありがとうございました。説明の中でもありましたように、一番重要なのは、最終とりまとめ（案）の資料1についてですので、それを中心に議論していきます。区切りのいいところで「参考」として示しています概要版についても、目を通していただいて議論したところで、それぞれ修正等をしていきたいと思いをします。

また、基本政策検討委員会の最終とりまとめ（素案）の章の順番は、必ずしも、本委員会の最終とりまとめ（案）の順番と同じではないので、前後しますが、同じことを論じている箇所については、同じときに議論していただくようにしたいと思います。

議論の仕方ですが、本委員会の最終とりまとめ（案）の全文は、全部で5つの章に分かれていますので、この章に沿って、議論を進めていきたいと思いをします。

まず初めに、「1.改革に向けて」です。これは前文に当たるもので、前回は、お示ししていませんでした。その後、皆さんにも見ていただいたところですが、あまり議論していませんので、まずここから始めたいと思いをします。

これは、本委員会として外に出していくものですから、皆さんにある意味、責任が生じますので、ご意見や修正点等をお願いします。

### （1.改革に向けて）

○委員

単に文章の問題です。1 ページ上から8行目に「また過疎・高齢化の進む山村地域」とありますが、普通、過疎化といった場合、「少子高齢化」ということで使うので、そちらに直した方がいいと思いをします。

○委員

「少子高齢化」は、山村地域以外でもあります。日本全体が少子高齢化で、過疎化と高齢化が特に激しいのが山村地域じゃないかという感じがするので、あまり違和感はないですけど。

○座長

入れても別にあまり問題ないと思いをしますが、議論が分かれるようです。特に言うことがなければ、意味は大体同じなので、このままにさせて下さい。

他は、いかがですか。

○委員

1 ページの上から3行目の「北欧と並ぶ森林組合組織を築き上げた。」と書いてありますが、「並ぶ」というのは行き過ぎかなという感覚がしたのですが、どうなのでしょう。

○座長

世界的に見ると、森林組合組織がかなり充実している所は、東アジアと北欧、最近、中部ヨーロッパも増えてきていると思いますけど。歴史的にも大きいという意味です。北欧とレベルが並んでいるかという、かなり組織が違うので、単純に比較はできないと思いますが。何か他の言い回しがあれば、それでも結構です。いかがですか。

○委員

総体的な話ということであれば、そのままでいいと思います。

○委員

皆さんの認識が一致すればこだわりませんが、例えば、1 ページ目の下から3段落目の一番最後、「認識している。」という言葉で文章が終わっているところとか、2 ページ目の2段落目のいくつかの文章で、「考えている。」という動詞で終わっている文章ですけど、委員会が主語で委員会としてというときに、役所の白書でも、そういう言葉は使わないと思います。

また、一方で1 ページ目の一番下の方では、「認識で一致した。」というような、明らかに集合体であることがわかる言い方がされていて、1 人の考案的な表現と委員の皆さんの集合的な考えだというような表現がごちゃ混ぜになっているような気がします。

それは、みんながそう考えましたという理解であれば、それでいいのかも知れませんが、違和感を感じます。

○座長

私が全部の文面の責任者という訳ではないのですが、「考えている」、「認識している」というのも、ここは「我々は」という主語はあまり使っていませんが、我々という主語を想定して書いていますので、考えたり、認識しているのは、集合体としての委員会と捉えています。

ただ、先ほどおっしゃったように、「一致した」とかを特に言っているところは、特にそれは強調したい場合に、合意しているよということを言いたい場合で、他のところは、認識については、「考えている」もしくは「認識している」という言葉を使っています。

個人で言っているのは、「1. 改革に向けて」の最後の「切に願う。」はそうですが、これもそういう意味では集合体としての委員会として、我々がそう願っているという意味に書いているつもりです。

委員の皆さんも、それは、私はそうは思わないということであれば、少しこれは言い方を直したいと思います。ここだけ、そういう意味では、少し個人的な言い方になっています。

どうですか、違和感がありますか。

○委員

我々という主語で認識しています。特に違和感はありません。最後の「切に願う」というのは、かなり前に出てきたという気持ちの表現と感じます。

○委員

私も違和感はありません。

○座長

違和感がある方はいらっしゃいませんか。

では、ここは、今申しましたように、我々ということで、最後、「切に願う。」までを大体、同じような認識を持たれているということでよろしいでしょうか。

ここは、全体をまとめた部分でもありますので、もう一度、振り返ることも可能ですので。

では、先に行かせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

## (2. 施業の集約化)

○座長

最終とりまとめ(案)の2ページの下から、4ページの上のところについて、いかがでしょうか。

いくつか修正の議論がこの前の委員会に出ていましたが、それについては先ほど説明のように、大体、議論のとおりに変えていただいていると認識しております。

○委員

3ページの(2)の赤字で2行追加したところの最後ですが、「一定の支援が必要である。」とありますが、もう少し積極的な表現にできないものか、ご検討いただけないでしょうか。

○座長

もう少し具体的に言うと、「一定の」というところですか。

○委員

「一定の」を「全面的な」とか、「積極的な」とか書けないでしょうか。

○委員

「全面的な」は、支援ありきになるから無理でしょう。まず、努力があって、自分達の努力でどうしても克服できないところを行政が支援するという事なので、まず、努力が先にあるというのが出ないとよろしくないと思います。

○座長

私の感想ですが、「一定の」という言葉は、大学の指導教員からは、使うなと言われました。「一定の」というのは、何も決まっていないので、どうなんだろうと言われたことがあります。

他の方は、いかがですか。

○委員

「一定の」という言葉は、違う言葉にしてかまわないと思いますが、趣旨としては、自助努力を応援するというような表現であることが必要だと思います。

○委員

地積調査も、どんどんやってもらおうと、そういうことです。

○委員

「効果的な」でどうでしょうか。

○座長

「効果的な」という言葉が出ましたが、少しこれは形容詞がついていますので、「一定の」というよりは少し積極的だと思いますが。

○委員

「一定の」というと、ヘクターあたりいくらだとか、そういうのだけなのかなというイメージがありますが。

○座長

特にご異論なければ、「効果的な」に変えるということによろしいでしょうか。

(異議なし)

他、いかがですか。

○委員

3 ページ 2 行目、「全国集約し、結果をフィードバックしながら取組を推進する必要」というのは、この前、全国森林組合大会で、やることになったとしたら、「推進していくことになっている」とか、そういうふうに位置付けてもいいのではないのでしょうか。必要であるよりももう少し踏み込んだ、決議をしたのですよね。だったら、必要でなくて、「推進していくことになっている」とかですね。

○座長

(1) の森林組合の役割の最後のところですが、「結果をフィードバックしながら取組を推進する必要がある。」というのは、もう既に森林組合ではそういう方針を決めておりますので、「取組を推進していくことになっている」というので、既成事実化していいと思いますので、これはそういうふうに修正させていただきます。

ありがとうございました。他、いかがですか。

○委員

質問も兼ねているのですが、3 ページ (2) 施業集約化の促進の 9 行目、「森林境界の明確化が必要」というのがありますよね。「森林の境界の確定」とは違う言葉らしいのですが、確定だと、ちゃんと登記できるようなところまでやるのが確定で、明確化はそこまでいかないで、境界を地面でなくて、立木ぐらいでどっちに属するかというぐらいの明確化らしいのですが、ここは明確化という使い方でのいかどうか。

○委員

基本的には確定まで至らなくても、事業実行が可能なレベルでご確認いただければということなので、明確化がいいのか、確認がいいのか、揃える必要があると思います。ですから、①の最後の 6 行目の「確定」というところは、そういう意味では使い方が間違っていますので、直す必要があると思います。

施業集約化の促進に、確定まで必要ないと思います。

○座長

今のは、3 ページの (2) の①のところですね。

地積調査は、確定するわけですが、こちらは、簡素化したもので、明確化ということで使い分けしていることのようなのですが、そうすると、確定にはできないですね。これは確認ということによろしいですか。

他は、いかがですか。

○委員

3ページ①の最後の行、「方策の行う必要」ではなく、「方策の検討を行う必要」ではないでしょうか。

○座長

「方策を講ずる必要がある」にしましょうか。

今、議論していたのは、同じく①のところの2段落目の2行目の最後のところ、「連携を進めるなど積極的な方策の行う必要がある。」というのが、あまりいい言い方でないので、「方策を講ずる必要がある。」とするということです。ここはよろしいでしょうか。

(異議なし)

その他、いかがですか。

(意見なし)

○座長

そうしましたら、「参考」の要約版の施業の集約化のところ(1)、(2)、(3)がそこに相当します。要約の仕方について何か、不自然な感じをお持ちのことがあれば言っていただきたいのですが。

○委員

(2)の1ポツの1行目です。「一定の支援が必要」と書いてあるのですが、これは「効果的」に直すのですかね。

○座長

修正したものに絡んで、他にはありますか。

○委員

(2)の3ポツのところは、「地籍調査」を「国土調査」と書いていますが。

○委員

これは地籍調査だけでなく、山村境界基本調査を含めて、「国土調査」と書いてあります。

○座長

本文に合わせた方がいいですね。「地籍」にしましょう。あくまで、これは本文の要約ですので。

今のところは、1.の(2)の3ポツの「国土調査が促進されるよう」というところを、本文に合わせて、「地籍調査が促進されるよう」にするということですね。

他はいかがですか。

(意見なし)

○座長

それでは、基本政策検討委員会の最終とりまとめ(素案)の9ページのところの③、13ページの①、16ページの一番下、bのところ、意見等いかがですか。

○委員

9ページの一番上が、本委員会のとりまとめで言えば、1の(2)の支援策のところに該当するものが含まれています。

13ページの(4)の①の欄の上から2つ目の箱が、この委員会の2の(1)の森林組合の役割のと

ころの記述になっています。

16ページが一番下のbというところが、(2)の施業集約化の促進策の森林施業プランナーの部分の記述になっています。

○座長

本委員会との構成が違うので、少しわかりにくいかと思うのですが、今、指摘していただいたところについて何か、文面、文言上、問題がないかということがございましたら、ここでお願いしたいのですが、いかがですか。

○委員

確認ですけれども、3ページの(2)の①施業集約化の後押しのところで言っている「直接支払制度の中でハード事業の支援と併せて、集約化に必要な諸活動に対する支援措置を講ずる方向を目指す。」というところで対象としている人と、9ページの③のところで、「この場合、助成対象者は、単に施業を受託する者ではなく、森林経営の責任を有している者とし、」ということで、ここで言っている人が違うのですか。それとも、同じ人のことを言っているのですかね。

○委員

同じです。

○座長

今、言われている意味は、同じように見えない、読めない可能性があるという意味でしょうか。

○委員

こっちの場合、森林組合が中心となって、組合員以外の人も含めて、集約化を図っていくことを期待されていて、それを最優先でやります。という話の中で、この促進策が後押しとして出てきていて、それとここの話の流れで出てきている森林組合と意欲と能力のある事業体、その人は、経営の責任を有している者という、集約化して計画を立てる人は、経営の責任を有している者という位置づけにするということでしょうか。

○事務局

ご質問の意味がよくわからないのですが、直払制度の対象は基本的に同じであり、そこは全然変わらないと思います。

○委員

あえて、「この場合、助成対象者は、」と書いているものですから。

○事務局

そこは対象を強調して書いてあります。新たに創設する直接支払制度の意図というか目的を明確にしているだけで、直払制度の対象となる者は同じ扱いです。

○委員

わかりました。

○座長

書く目的が違っているので、同じ制度がちょっと違う言い方で言っているようなところがありますね。

○委員

確認ですが、「この場合、助成対象者は、単に施業を受託する者」、例えば、所有者から森林組合が受けた場合、「単に施業を受託する者」というのは森林組合という意味合いですか。その下のそれだけではなく、「森林経営の責任を有している者」という解釈は、長期施業委託を受けている場合は森林組合であったり、その辺がわかりづらいのですけど。

○事務局

長期施業受託するなど、きちっと施業を受託し経営的な責任を有する者に対して助成していくということです。もちろん所有者自ら実行する場合は、これまでのように助成の対象となります。

○座長

その場合、イメージしているのは、長期施業受託以上ぐらいのところなのですか。

よろしいですか。他、いかがですか。

(意見なし)

**(3. 森林組合と民間事業者とのイコールフットィングの確保)**

○座長

本委員会の最終とりまとめ(案)に戻ります。今、1. 2. まで終わったこととなります。次は、3. 森林組合と民間事業者とのイコールフットィングの4～5ページの2/3ぐらいのところまで続いているところ。ここについて意見があれば、お願いします。

ここは、前回からの修正は、あまりなくて、機械的に文言を入れたり、少し補強したり修正したりというところで、前回の委員会でも、これまでの議論を踏まえて合意されたところと考えていいと思いますが、いかがですか。

○委員

質問ですが、4ページ、3. の2段落目のところで、「競争原理が働かず、コスト削減につながりにくいという指摘もあったところ」とあるが、修文ということではなく、基本的な考え方として、森林組合と民間事業者は、競争すべきだという考え方があるのか。それとも、役割を分担すべきところもあったり、一緒に協力して事業をやっていくべきところもあると思うが、初めて、これを読んだ人は、競争原理を働かせるべきだと国は言っているようなイメージを抱くのではないのでしょうか。

○委員

まず、書き方が、「指摘もあったところ」であるということで、それが、「共通認識として」という書き方になっていません。意見の中に、実質的に、今までの状況を見てみると、森林組合が事業を実行している割合と、民間事業者が事業を実行している割合からすれば、全国的、平均的に見てもそう(森林組合が占める割合が高い)であり、地域によってはほとんど、森林組合しか事業を実行していないところもあります。このような場合、森林組合が、いくら自分たちだけで頑張っていると言い張っても、効率化の努力は自ずと違うでしょうし、競争があった方がよりコストが下がっていくものと考えerことは、普通のことです。そもそも、イコールフットィングの議論は、そこから生まれたものであり、中には、完全に競争じゃなく役割分担もあるという意見もあったことから、「指摘もあったところ」という表現に止めているところ。です。

○座長

それでよろしいですか。

○委員

はい。

○委員

4ページの3(1)の最後であるが、「情報提供等行うように努めるよう、法定」のところの「法定」とは、法に定めると読めてしまいますが、いろいろ解釈があると思います。何の法に定めるのでしょうか。

○委員

森林法です。

○委員

わかりました。

○座長

本文について、今の文言、文面によろしいですか。  
(異議なし)

○座長

「参考」の概要版ですが、今の部分に相当するのが、表の下の方2ポツですね。森林組合と民間事業者のイコルフットィング、(1)から(3)まで要約されていますが、この部分について、何か違和感がある方がいらっしゃいましたら発言をお願いします。

○委員

(1)のところ、同じことを2つ言っています。言う必要があるでしょうか。(1)の1ポツと2ポツ。上では提供すると言い切っており、下では法定するとありますが。

○委員

趣旨と中身です。

○座長

1ポツ目がイコルフットィングを計画段階でやるのは、このようにやるということで、具体的にどうやってやるかというのは、2ポツ目となっています。(2)も同様です。

○委員

本文で書いたものを縮小して、項目だけ書いたもので、そのように見えるのではないのでしょうか。「このため」とか、「具体的には」とか入れたらどうでしょうか。

○座長

2ポツ目、(1)も(2)も同様ですが、「このため」を入れましょう。よろしいですか。  
(異議なし)

○座長

他に、概要版で問題がなければ、よろしいですか。また、基本政策検討委員会の最終とりまとめ(素案)15ページ、bのところ、事業実行段階のところの説明の一段落目の最後の方に「ガイドラインを示すとともに事業者情報を登録・評価する仕組みを導入する」と簡単であるが、入っています。よろし



いですか。  
(異議なし)

#### (4. 森林組合関係)

○座長

本委員会の最終とりまとめ(案)に戻ります。5ページの下の方から始まる4ポツ、森林組合関係のところ、いわゆる、員外利用の厳格化が6ページの真ん中過ぎまで続き、その後、ワーキングで議論した会計の見直しと情報公開について、7ページの真ん中まで続きます。特に会計のところは前回の委員会で議論されて、修正が加えられているところです。

○委員

7ページ、③キャッシュフローの関係のところ、一連の「キャッシュフロー作成」の義務化とありますが、これは、「キャッシュフロー計算書」と記載した方が良いのではないのでしょうか。

○委員

ワーキングでも議論があったと思いますが、「キャッシュフロー計算書」そのものを求めるのか、もっと森林組合の経営内容に沿ったキャッシュフローを求めるのか。

「キャッシュフロー計算書」といえば、今、大企業に求められているものを示すので、もう少し簡略化なり森林組合の経営に沿ったものにできないのかと言うことも含めて、議論だったと思うので、計算書という言い方をしていません。

○委員

「キャッシュフロー作成の義務化」というのは、日本語として少しおかしい。キャッシュ・フローですから。2行目に「キャッシュフロー計算書」とあるが、キャッシュとフローの間に「・」を入れるべきだと思います。

○座長

中に「・」を入れましょう。

○委員

「キャッシュ・フロー作成」という言い方がおかしいとすれば、どんな言い方がいいのでしょうか。

○座長

「キャッシュ・フロー表示」ではどうでしょうか。

○委員

「キャッシュ・フローがわかる資料作成の義務化」ということではどうでしょうか。

○座長

7ページの③のところ、「経営内容がより明確に把握できるよう、『キャッシュ・フローがわかる資料作成の義務化』とすることでどうでしょうか。

○委員

「キャッシュ・フローの開示に向けた取組」ではどうでしょうか。

○委員

「開示の義務化」では、どうでしょうか。

○座長

「キャッシュ・フローの開示の義務化」で異論はないですか。

○委員

開示という表現にすると、あくまでも組合員に対してということであるが、一般に開示と受け取られがちなので、工夫していただけないでしょうか。

○委員

「組合員に向けたキャッシュ・フローの開示の義務化」でも、法的な問題はないと思いますが、行政への開示も必要です。

○委員

「事業報告書におけるキャッシュ・フロー開示」とか、どうでしょうか。

○委員

6 ページ（2）のところから、ここでは、組合員に対する事業報告の話、決算書類の話です。

○座長

組合員のチェック機能が働くようにすることも重要ですからね。

○委員

全体が、組合員に対する話なので、あまり、組合員に対すると、ここだけ入れるよりも、他の決算書類と同じ扱いとすれば良いのではないのでしょうか。

○座長

最後に出てきたのは、「経営内容をより明確に把握できるよう決算書におけるキャッシュフロー開示の義務化に向けた取組」ということでどうでしょうか。

○委員

「開示」より「明示」とすべきではないでしょうか。

○座長

「決算書類におけるキャッシュ・フロー明示の義務化に向けた取組」ということでよろしいですか。  
(異議なし)

○委員

3 行目の「作成」も「明示」ということですね。

○座長

同じ意味ですね。「明示」でよろしいですか。  
(異議なし)

○委員

5行目の作成マニュアルのところは、もともと「作成」がかぶっていることもどうかと思いますが、「明示マニュアルの作成」とするのでしょうか。

○委員

一般的に企業内容を開示するというので、会計的には「明示」という言葉は普段使いませんが、敢えて明示と入れる必要はないのではないのでしょうか。

○座長

情報開示という言葉は使いますが、決算書類だからというのは一つの論理だと思いますが。

○委員

「明示マニュアル」って何か違和感がありますね。

○座長

何も付けないで「マニュアル」でどうでしょうか。ここで、「作成」という言葉が3つも出てきます。作成マニュアルを作るのですが、文章を美しくするため、「作成マニュアル」の「作成」をとることでよろしいですか。

(異議なし)

○委員

後ろの「作成マニュアル」は、指導・普及にかかると、作成を指導・普及することだから、「マニュアルを用いた指導・普及方法」とかになるのではないのでしょうか。

マニュアルを使って、作り方を指導・普及していきましょうという意味です。

○座長

「マニュアルの作成等の」ということは、それ以外の指導・普及も含む「等」になっているのではないのでしょうか。

○委員

主旨を踏まえて、事務局に任せただけだと思います。

○座長

では、ひとまず今は、「また、マニュアルの作成等の指導・普及方法について」ということにはしておきます。また後で、全体を通してご確認いただくことになりますが、修文等で少し文章が変だとかありましたら、委員会後は、私と事務局に修正をお任せいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(異議なし)

○委員

6ページ、上から5行目の「組合員の付託」は、「組合員の負託」ではないのでしょうか。

○座長

「付託」は、「負託」でよろしいですか。

(異議なし)

○委員

6 ページ (2) のすぐ上の行、「他の組合員の森林の施業集約化」と「の」が3つありますので、「他の組合員の森林にかかる施業集約化」としては、どうでしょうか。

○座長

「森林の」を「森林にかかる」に変えるということで、よろしいですか。  
(異議なし)

○座長

「4. 森林組合関係」の本文について、他に意見等はありませんか。  
(意見なし)

では、(参考)の概要、「3. 森林組合関係」について、異論があればどうぞ。

○座長

3 (1) の一つ目のポツの3行目のところで、「員外利用の停止を求めるとの方向で」とありますが、「求める方向」ではないのでしょうか。

○委員

もともとの、提案の本文も「求めるとの」と書いてありますので。

○委員

3 (1) の「組合員の森林について周辺の森林も巻き込んだ」という表現が、組合員の森林があつて、その周りを巻き込むイメージがありますが、組合員以外の森林も集約化の中に含むということが読み取りづらと思います。

○委員

最終とりまとめ(案)の本文は、「周辺の組合員以外の森林も巻き込んだ」になっていますが、そう書いた方が分かり易いということでしょうか。

○委員

今のままだと、組合員の山があつて、その周りの山もということにしか読めないと思います。

○座長

正確には、本文では、「組合員の森林について周辺の組合員以外の森林も巻き込んだ」という言い方になっていますので、誤解が生じないよう「周辺の」の次に「組合員以外の」を入れたらどうでしょうか。

(異議なし)

他は、いかがですか。

(意見なし)

○座長

では、基本政策検討委員会の最終とりまとめ(素案)について、13ページの3つ目の枠で、員外利用に関して、仕組み・ルールづくりのところと会計の見直しのところについてご意見はありませんか。

ここは、委員会でもかなり議論したところで、誤解を与えないようにした方がいいと思いますので。

よろしいですか。

(意見なし)

## (5. 林業事業体の育成)

○座長

7ページの「林業事業体の育成」について、どうでしょうか。前回、年間事業量の平準化の話があったが、難しいとの議論がされたところですので、修正の文言については、事務局の提案になります。

○委員

「事業量の変化も大きい」とは、事業量の季節的な変化なのか。ここに書かれたのはどういう意味でしょうか。

○委員

変化でも変動でもいいのですが、森林整備事業の性格上、植え付けとか下刈りは季節的な発注、また、予算上で補正があったりして一定になりません。平準化できれば事業の見通しのたてやすさ、投資のしやすさ、雇用確保のしやすさはあるので、何とか平準化できないかということですが、発注の平準化はなかなか難しいので課題として、所有者の意向が分からない上に、出てくる事業量も波を打つことが課題であることを書こうとしたものです。

予算のこと、季節的なこともあって、まとめて変化として書いたものです。

○委員

今の話でわかりました。変動の方が分かり易いのではないのでしょうか。

○座長

「変動も」の「も」というのは、どういう意味でしょうか。

○委員

森林所有者等の意向が分からないということ、含めてということです。

○座長

「事業量の変動も大きいこと等により経営の安定化が図られないことに起因する問題でもあり、」ということで、問題があることをここに書いていて、対処方法までは踏み込めていないということでしょうか。

○委員

事業量の平準化は、行政側では如何ともしがたいところがあります。

○委員

「事業量・発注時期の変動」とするとどうでしょうか。

○委員

時期の変動の問題点を指摘していただけないでしょうか。

○委員

年度末に予算があるから、やってくださいとか。

○委員

「発注時期の変動」は、日本語として変ですよ。特定の事業について、発注時期が変動するのはわかりますが、年間を通して発注時期の変動というのは日本語になってないです。

○座長

発注時期については、これまでも議論してきましたが、こだわりますか。ここについては、「事業量の変動も」で合意ということによろしいですか。

(異議なし)

○委員

8ページの(2)の下から4行目「使いやすい成果として」とありますが、イメージとしては、資料や出版物みたいなものであり、「使いやすい成果物として」でどうでしょうか。

○座長

「使いやすい成果物として」いかがですか。内容的にも入れた方がよろしいですか。

(異議なし)

○座長

(参考)の概要は、同様に「使いやすい成果物として」ということで「物」を入れます。

その他、何かありますか。

(異議なし)

○座長

では、基本政策検討委員会の最終とりまとめについては、13ページの下段から14ページについて、意見はないでしょうか。

○委員

(参考)の4の(2)処遇や人事管理の最終行「林業事業体、都道府県、・・・に配布すべき。」は、誰が配布するのか、主語は誰でしょうか。

○委員

「国で共通となるチェックリスト等を作成して」と前段に書いてあるので、国です。

○委員

民間事業体と森林組合のイコールフットィングについては、前からも言っているように、民間事業体は情報が上から下までなかなか伝わりません。森林組合は系統組織であり末端まで情報がいくが、民間事業体は、市町村単位、県単位、まして全国统一の組合もないので知る機会がありません。

今回、林業労働力確保支援センターが配布するのかと思っていたが、支援センターに配布されるだけのようなので、情報を民間事業体までうまく流す方法を、どこかに盛り込んでいただけないでしょうか。

○委員

ご指摘はわかりましたので、これからつくっていく事業体の登録情報を整理していく中で、林業事業体へ効果的にちゃんと届くようにしていきたいと思います。

○委員

民間事業体と林業事業体を使い分けているが、定義をわかるようにした方がよいのではないのでしょうか。林業事業体には、森林組合も入りますよね。

○委員

然り。この最終とりまとめの本体のイコールフットィングのときは、森林組合と民間事業者として書いていて、それ以外の林業事業者というときは、分けていない整理です。その整理の仕方が、一般的な使い方と違うというのであれば、整理が必要かもしれません。

○座長

その主旨は、どこかに明記した方がいいということですか。

○委員

普通、林業事業者は森林組合も含んだ用語として、森林・林業分野では使っていると認識していますが。

○委員

そのとおりです。

○委員

最終とりまとめ（案）のタイトルが、民間事業者になっていますが。

○事務局

それは、林業事業者が正しいです。申し訳ありませんでした。

○委員

私達のごっちゃになることはないと思いますが、一般の人が読んでごっちゃになる可能性があるのではないのでしょうか。

○委員

イコールフットィングのところの頭に解説を付けたらどうでしょう。

○委員

初めて「民間事業者」と出てくるところに、（森林組合以外の林業事業者）と括弧書きで入れたらどうでしょうか。

○座長

1 ページの2 段落目、下から2 行目、「森林組合は、一般の民間事業者（森林組合以外の林業事業者）と比較して」と括弧書きを入れることで、いかがですか。

（異議なし）

○座長

最後までいきましたが、最終とりまとめ（案）も含め全部において、いかがですか。

○委員

概要版の（参考）にも、「はじめに」を入れたらどうでしょうか。

○委員

要約できないでしょう。

○座長

要約するとしたら、具体的にどの辺をいれるのでしょうか。

他の委員の方は、どうでしょうか。

これは、「まえがき」ですので、全部読んでいただくしかないと思います。今の形でよろしいですか。  
(異議なし)

○座長

他に意見はないでしょうか。

(意見なし)

○座長

他に意見が無いようですので、こちらから提案させていただきます。基本政策検討委員会でも発言しておりますが、何回も議論を重ねこういう合意に至ったものなので、これからこれに基づいて改革が行われていくこととなりますが、強制力を持たせる意味ではないんですけれども、何らかの形で後のフォローアップが図られるような、チェックをするような機会をつくった方がいいのではないかと考えています。

基本政策検討委員会ではP D C Aの実施を考えており、それを回すための機会が何らかの形で設けられる可能性があるのではないかと考えています。

その後、検討されているかどうかは分かりませんが、長官からも、基本政策検討委員会の場において、その旨は考えたいというお話があり、委員会毎に、どのくらいの期間でやるかはわからないが、集まっていたらご意見をいただく場をつくりたいというご発言があったと記憶しています。どうなるかわかりませんが、そちらの方で引き取ってもらえる可能性もあります。

それとは別に、本委員会として、私自身はここで濃密な議論ができたと思っておりまして、この委員の方々とどのような形でできるのか、予算もあまりない中で集まれるのか、ボランティアでもいいが、例えば、1年に1回ぐらい集まって、その後、政策がどうなったのか、内部委員も交えて議論の場を作ることが重要と考えておりますので、提言することを盛り込んだらどうかと考えています。

そのことについて、事務局とも相談しましたが、本文「まえがき」の2ページ目の「2. 施業の集約化」の直前の「さて、最後に・・・」の、前の段落のところの、「・・・仕組みについても議論したところである。」の後に、確定した文ではありませんが、「なお、以下に述べる委員会での議論の結果については、今後も定期的に委員内で検討する機会を設けることを望みたい。」とか、修文の必要はありますが、何らかの形で意見を交換する場を今後も設けることを要望するというのを付け加えるのはどうでしょうか。

また、その後の基本政策検討委員会事務局の検討はどうでしょうか。

○事務局

それは、最終的には、政務に諮りたいと思っています。全ての委員会が推進本部に位置付けられていますので、今後の各検討委員会の最終とりまとめを、11月中に報告したいと思っています。その際に、今後の委員会の持ち方として、検討委員会または推進委員会として存続するのか、名称はともかくとして、何らかのフォローアップする形で、毎年P D C Aをしっかり行えるような仕組みを考えていきたいと思っています。

林野庁内でも、これから具体的にどうするか議論することになりますので、固まり次第お知らせすることとします。いずれにしても、やらないということにはなりませんので、ここで、書く書かないは別として、何らかの形で、ここでまとめたものについては、きちんと検証していくような仕組みを考えたいと思います。

○座長

本委員会として書いておけば、それは、更に強まると思いますので、文面を入れてよろしいでしょうか。



(異議なし)

○座長

最終とりまとめ(案)について、最後になりますが、ご意見等はないでしょうか。

(意見なし)

では、「森林組合改革・林業事業体育成検討委員会最終とりまとめ(案)」については、これから、文章修正がありますので若干変わりますが、基本的には、この内容でお認めいただいたということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、これから少し文章の修正等がありますが、座長に一任いただけるということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございました。そうしましたら、本委員会の最終とりまとめ(案)、それと(参考)の最終とりまとめの概要(案)、基本政策検討委員会の最終とりまとめ(素案)についても、内容については、委員会として了承したということにさせていただきます。

○各委員より

- ・これまでの本検討委員会に対する感想

○津元森林整備部長

- ・あいさつ

以上